

## いじめ問題

3年5組17番 徳本莉音

keyword 「いじめ」「いじめ防止対策推進法」「学校現場」「大津いじめ自殺事件」「旭川女子いじめ凍死事件」

## 1.はじめに

私は小学4年生の時、在籍していたクラスでいじめが起きたことを鮮明に覚えている。特に、そのいじめに対する保護者会は行われず、再発防止のためのクラスでの話し合いも行われなかった記憶が残っている。当時の自分は、漠然とした違和感を感じていたが、高校生となった今、再認識する機会を経て、当時、杜撰だと感じた対処に疑問を抱いた。そのことから、現在の日本のいじめ問題に対する認識や対処について探究していく必要があると感じた。私は、このような理由より、いじめ問題を探究するに至った。

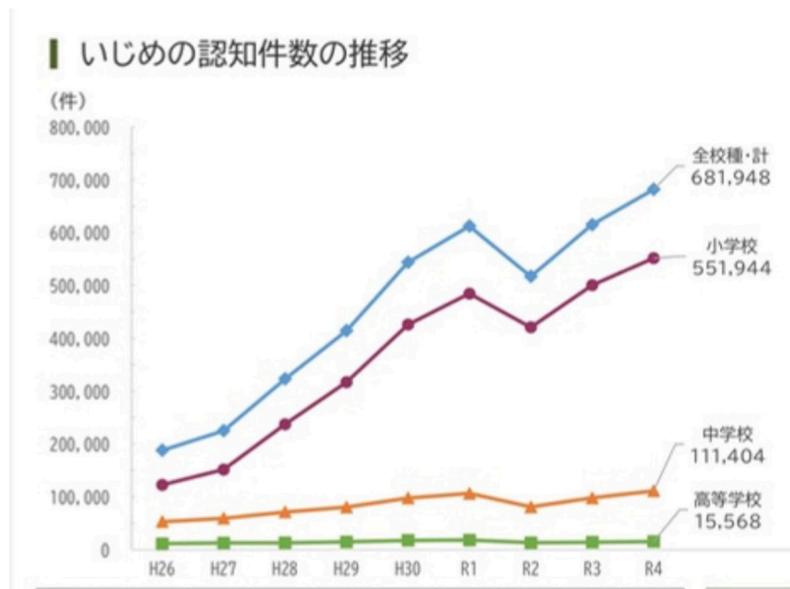
## 2.序論

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると令和4年度の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は681,948件であった。そのうち、重大事態に認知されたものが923件であった。(図1)どちらも調査開始後から過去最多の件数を記録した。このような現状を知り、本校3年生のいじめに対する認識などを調査するため、88人にアンケート調査を実施した。

その結果、実施したアンケートの88回答のうち、今までいじめを見たり経験したことがあると答えた生徒は58%であったことから、いじめは我々学生にとって非常に身近な存在であるとわかった。

次に、国が行う施策や、いじめ発生時に一般的にどのような対応がなされているかを書籍やインターネットで情報収集した。そのなかで、いじめ問題に対する教育方針や既に研究されている施策があることを知り、その実用性をはかるためにも法律を利用して推進していくことは出来ないかと考えたところ、「いじめ防止対策推進法」という法律が既にあることを知った。(以下、いじめ法とする)。

いじめ法は、平成23年に大津市で発生したいじめ自殺事件を契機として平成25年に施行された。しかしながら、施行後もいじめ件数が増加傾向にあることから、私は「いじめ法に課題点があるのか」という問いをたて、課題点を明らかにしようとした。



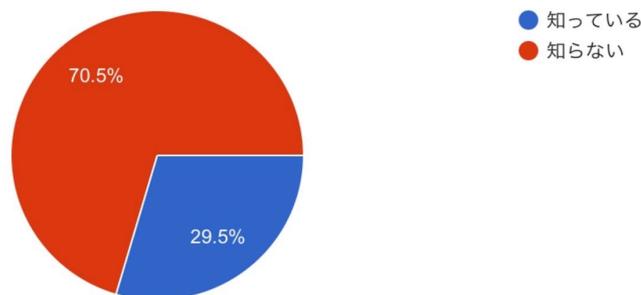
(図1)いじめの認知件数

### 3.本論

まず、分析・考察に先立っていじめ法の認知度を調査するために本校3年生に対してアンケートを実施した。「いじめ法を知っているか」との問いに対して得られた88回答のうち、知らないと答えた生徒が70.5%、知っていると答えた生徒が29.5%であった。(図2)このことから認知度が高校3年生間で低いことが明らかになった。

「いじめ防止対策推進法」という法律があることを知っていますか？

88 件の回答



(図2) 本校3年生を対象としたいじめ法の認知の程度を把握するためのアンケート結果

次に私は、旭川いじめ・須賀川市立中いじめ・加須市いじめの調査報告書を使用した考察を行った。ここで明らかにしたいのは、いじめ法が機能したかという点である。調査報告書を確認した結果、共通して教師間の連携の不十分さといじめ法の浸透度の低さが見られた。特に旭川いじめの調査報告書では、被害生徒が川で自殺を図った事件について、学校は「学校外で発生している事案について学校がそこまで関わる理由がない。」と述べた。しかしこ

の発言は、いじめ法で定められた基本理念の第三条に則っていない。更に、被害者の保護者と加害者の謝罪の場を設けられない理由として「生徒間の民事紛争には不介入である。」と述べたが、これはいじめ法基本理念その2に則っていなかった。旭川のケースに限らず、被害生徒がいじめを受けてから心身の不調で出席率が著しく低下し、登校できない状況となってしまうことは少なくない。これらのことから、旭川いじめに留まらず、須賀市立中いじめや加須市いじめ事件を含め、いじめ法に相応した措置は取られていないように思われ、最終的に被害者が学習権をいじめによって侵害されたと考えられる。

#### 4. 結論

これらの考察から導かれる結論として、認知度の低さと、一部においていじめ法が機能せず、形骸化している状況があるといえる。本来、いじめ法は子供の権利を守るためにあり、このような状況が形成されることは早急に解決しなければならないであろう課題である。

私は、いじめ法に則った対応に至らない一つの原因として、教師が多忙であるという問題があると推測する。教師の平均的な仕事内容として、担当授業の準備とそれに伴う課題の作成、担任クラスの児童生徒の把握、部活動や委員会の顧問、保護者との連携、校務分掌の業務などがある。この状況下において、生徒ひとりひとりのチェックを欠かさず、複雑ないじめ問題の対処を担うことは教師から成る対策委員会が設置されていても難しいと考えられる。その問題に対し、私は第三者機関を設置することが望ましいと考えた。現在考案しているものとして、いじめ法の認知度を向上させることや、専門知識を活用していじめに外部から介入することを目的とした第三者機関の設置、岐阜市が各校に1人配置しているいじめ対策監を基盤とした新たな職務の設置がある。いじめ対策監とは、月1度の研修で学んだいじめ知識を教育現場に持ち帰り、いじめ対策の強化と生徒の監視を担う教員である。それについては、設置後のいじめ認知件数の増減に今後注意する必要がある。

これまでの調査と考察から、いじめ法は当事者である子どもたちへの周知が徹底されていないとともに、教師間でも機能していないケースがあることが分かった。その結果がいじめによって命を失う子どもが存在する現状を作り上げている要因の可能性がある。形骸化せず、有用性を持ったいじめ法を作り上げていくために更なる研究を行っていくとともに、いじめに対する教育の追究や具体的な施策を推進する法整備が必要になると考えられる。

そして、これまでに分析・考察した結果から、2つのことを考案し、実施した。まず、現状へのアプローチとして、いじめや様々な悩みを抱え、学校に行かない選択をした子どもたちに第3の居場所を提供しているフリースクールにて引き続きボランティア活動を行った。そして、本校生徒へのアプローチとして、いじめ問題に関する調査や考察をまとめたファイルを作成し、本校全生徒が自由に読めるように、図書室に常設した。

#### 5. おわりに

探究活動を通していじめの現状と構造をはじめ、それに関連した法律や社会制度についても学ぶことができた。複雑ないじめ問題を法の観点から考察することは、自分にとって新たな学びに繋がった。特に、いじめをしてはいけないという道理は、いじめは被害者の学習権と人権を侵害する可能性のあるものであるという捉え方ができることが強く印象に残った。

また、いじめ法についての探究結果に重点を置いたプレゼンテーションを行った結果、発表前に収集したアンケート回答の一部では、いじめの定義について「笑えなかったらいじめ」「わからない」など様々であった。更に、いじめを受けた際・発見した際の相談方法について「知らない」と答えた人が42%だった。しかしながら、発表後に回収した感想シートでは「いじめの定義が明確になった」「相談場所を知れたことで心強くなった」との意見が複数得られた。これらのことから、いじめ法などについて自分の探究活動が、児童生徒のいじめに対する意識向上への一手になったと考えられ、実際に私が探究活動において学びを深めることは、必ず誰かのためになることを学ぶことが出来た。

## 6.参考文献

中井久夫(2016)『いじめのある世界に生きる君たちへ』東京:中央公論新社

内田良(2024)『いじめ対応の限界』東京:東洋館出版社

山脇由貴子(2006)『教室の悪魔』東京:株式会社ポプラ社

犯罪学教室のかなえ先生(2022)『もしキミが、人を傷つけたなら、傷つけられたなら』東京:フォレスト出版株式会社

夏目研一(2024)『「カントの道徳」講義録』東京:致知出版社

山崎聡一郎(2019)『こども六法』東京:株式会社弘文堂

文部科学省(2022)『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について』

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422178\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422178_00004.htm)最終閲覧日(2024.7.19)

こども家庭庁(2023)『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査概要』

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5aa667da-fe7f-4ea9-9ee2-7510121e6751/2d6548bb/20231016\\_councils\\_ijime-kaigi\\_dai2\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5aa667da-fe7f-4ea9-9ee2-7510121e6751/2d6548bb/20231016_councils_ijime-kaigi_dai2_01.pdf)最終閲覧日(2024.7.19)

NHK(2023)『海外のいじめ対策を取材 アメリカとノルウェーの取り組み』

<https://www.nhk.or.jp/minplus/0012/topic037.html>最終閲覧日(2024.7.19)

NHK(2023)『「いじめ防止対策推進法」施行から10年 後を絶たない深刻ないじめ』

<https://www.nhk.or.jp/minplus/0121/topic019.html>最終閲覧日(2024.7.19)

NHK(2023)『“あえて”担任が関わらない 韓国のいじめ対策』

<https://www.nhk.or.jp/minplus/0121/topic020.html>最終閲覧日(2024.7.19)

NHK(2022)『いじめの古傷 20年たった今も...“怒り”の先に見つけた生きる道』

<https://www.nhk.or.jp/minplus/0022/topic016.html>最終閲覧日(2024.7.19)

高見幸子(2014)『予防体制を築いたスウェーデンの実績』

[https://www.nikkei.com/article/DGXNASFK0300L\\_T01C13A2000000/#:~:text=最終閲覧日\(2024.7.19\)](https://www.nikkei.com/article/DGXNASFK0300L_T01C13A2000000/#:~:text=最終閲覧日(2024.7.19))

スウェーデン教育庁が行っているという割合です%E3%80%82 藪長 千乃(2009)『福祉国家と次世代育成政策：フィンランドにおける子ども・家庭への政策対応』

[https://www.bgu.ac.jp/assets/old/center/library/image/kyukiyo11\\_03%2027-47.pdf](https://www.bgu.ac.jp/assets/old/center/library/image/kyukiyo11_03%2027-47.pdf)最終閲覧日(2024.7.19)

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会(2013)『調査報告書』

[https://www.komei.or.jp/km/otsu-sato-hiroshi/files/2013/02/130201\\_大津市立中学校いじめに関する第三者委員会調査報告書Ⅰ部.pdf](https://www.komei.or.jp/km/otsu-sato-hiroshi/files/2013/02/130201_大津市立中学校いじめに関する第三者委員会調査報告書Ⅰ部.pdf)最終閲覧日(2024.7.19)

『いじめ防止法はなぜ機能不全に?』 <https://www.youtube.com/watch?v=xkQpz0L1uH4>

Abemaprime(2022)最終閲覧日(2024.7.19)

『いじめをどう解決したか?を評価基準に』 <https://www.youtube.com/watch?v=MmEDsvlf-Zw>最終閲覧日(2024.7.19)